

古河市特定教育・保育施設 入所（園）ガイドブック



令和2年10月1日現在



I	特定教育・保育施設の概要	1ページ
II	教育標準時間認定（1号認定）	3ページ
III	保育認定（2号・3号認定）	4ページ
IV	保育料等	14ページ
V	利用調整（入所審査）の方法・点数表	19ページ
VI	よくある質問	21ページ
VII	施設案内図	24ページ
VIII	施設一覧	25ページ

担当課及び問合せ先
古河市役所



子ども福祉課

〒306-0291
茨城県 古河市下大野2248
古河市役所総和庁舎 子ども福祉課
TEL 0280-92-3111
FAX 0280-92-3170

I 特定教育・保育施設の概要



1 特定教育・保育施設の種類（県や市が認可した施設）

小学校就学前の施設として、幼稚園や保育所（園）のほか、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度以降、「認定こども園」や「地域型保育施設」が古河市でも多く設置されています。



幼稚園は学校教育法に基づく「学校」です。3歳から小学校入学前までの子どもは、全国共通の教育課程「幼稚園教育要領」に基づく教育が受けられます。古河市には令和2年10月現在、私立幼稚園として4園が開設されています。



保育所（園）は、児童の保護者が就労、疾病、病人等の看護を日中常態としているため、その児童が保育を必要とする場合に、保護者に代わって日々保育する施設です。古河市には令和2年10月現在、公立保育所が6園、民間保育園が14園開設されています。



認定こども園は、就学前の子どもを保護者の就労の有無にかかわらず受け入れ、保育と教育を一体的に行い、質の高い幼児教育を目指すとともに、地域における子育て支援事業を行う施設のことであります。

種類	内容	古河市内数
幼保連携型	認可幼稚園と認可保育所の両方の役割を果たす施設	11
幼稚園型	認可幼稚園に保育所機能を追加した施設	4
保育所型	認可保育所に幼稚園機能を追加した施設	—
地方裁量型	認可のない地域の教育・保育施設が認定こども園として機能を果たす施設	—

※上記の施設数等は令和2年10月現在



地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応する保育を提供し、子どもの成長を支援するために、少人数の単位で、0歳から2歳児までの子どもを預かる施設です。

種類	定員等	事業実施場所	古河市内数
小規模保育	6人以上～19人以下	貸店舗等多様なスペース	7
事業所内保育	数人～数十人程度	事業所等	2
家庭的保育	5人以下	保育者の居宅等	1
居宅訪問型保育	1対1が基本	利用する保護者・子どもの居宅	—

※上記の施設数等は令和3年4月予定

給付認定を受けて入園・入所します

2 給付認定 詳しくは 'II' 及び 'III' をご覧ください

新制度では、お住まいの市町村による3つの区分の認定に応じて、施設など（幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育施設）の利用先が決まっていきます。

1号認定（満3歳以上）

幼稚園等での教育を希望される場合



利用先：幼稚園、認定こども園

2号認定（満3歳以上）

「保育認定の事由」（☞4ページ）に該当し、保育所等での保育を希望される場合

利用先：保育所、認定こども園



3号認定（満3歳未満）

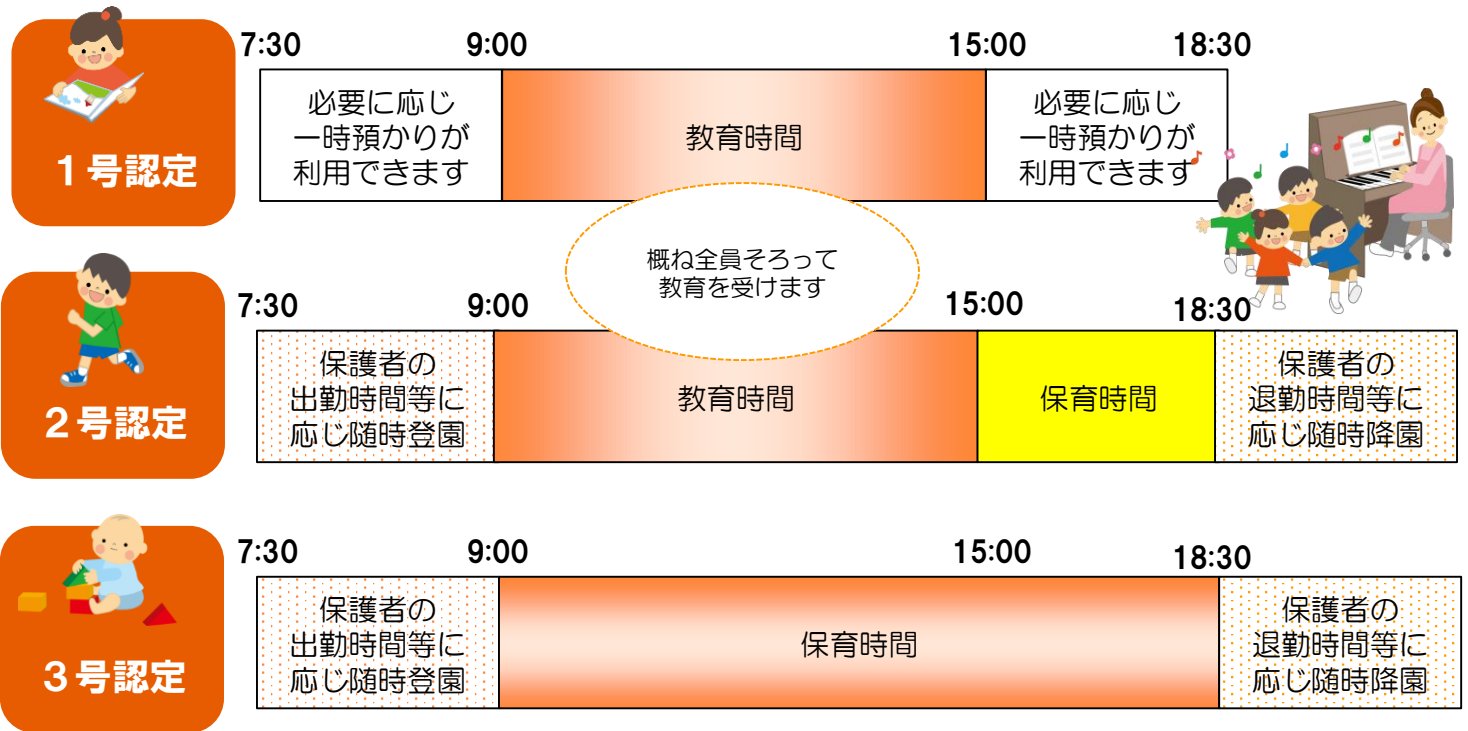
「保育認定の事由」（☞4ページ）に該当し、保育所等での保育を希望される場合

利用先：保育所、認定こども園、地域型保育施設



<参考：認定こども園利用のイメージ>

(時間外保育事業や一時預かり事業を除くイメージです)



3 施設選びについて (参考例)

保護者の希望や就労状況

利用先

参照ページ

教育を受けさせたい
集団生活を経験させたい

- 幼稚園 (3~5歳児)
 - 認定こども園 (教育部分3~5歳児)
- 就園時間前後や長期休業期間中の預かり保育を利用して勤務している人もいます。
※保育所等も集団生活の中で生きる力を育てています。

3ページ

父母ともにフルタイム勤務

- 保育所 (園)
 - 認定こども園 (保育部分)
 - 地域型保育施設 (0~2歳児)
- (※保育標準時間可か施設一覧で要確認)

4ページ

フルタイム勤務とパートタイム勤務

- 保育所 (園)
- 認定こども園 (保育部分)
- 地域型保育施設 (0~2歳児)

4ページ

少人数で家庭的な雰囲気の中で保育を希望

- 地域型保育施設 (0~2歳児)

4ページ

II 教育標準時間認定（1号認定）



1 教育標準時間認定（1号）の事由と教育時間

満3歳以上のお子さんで、教育を希望される場合は、教育標準時間認定（1号認定）を受け、幼稚園や認定こども園（教育部分）を利用できます。

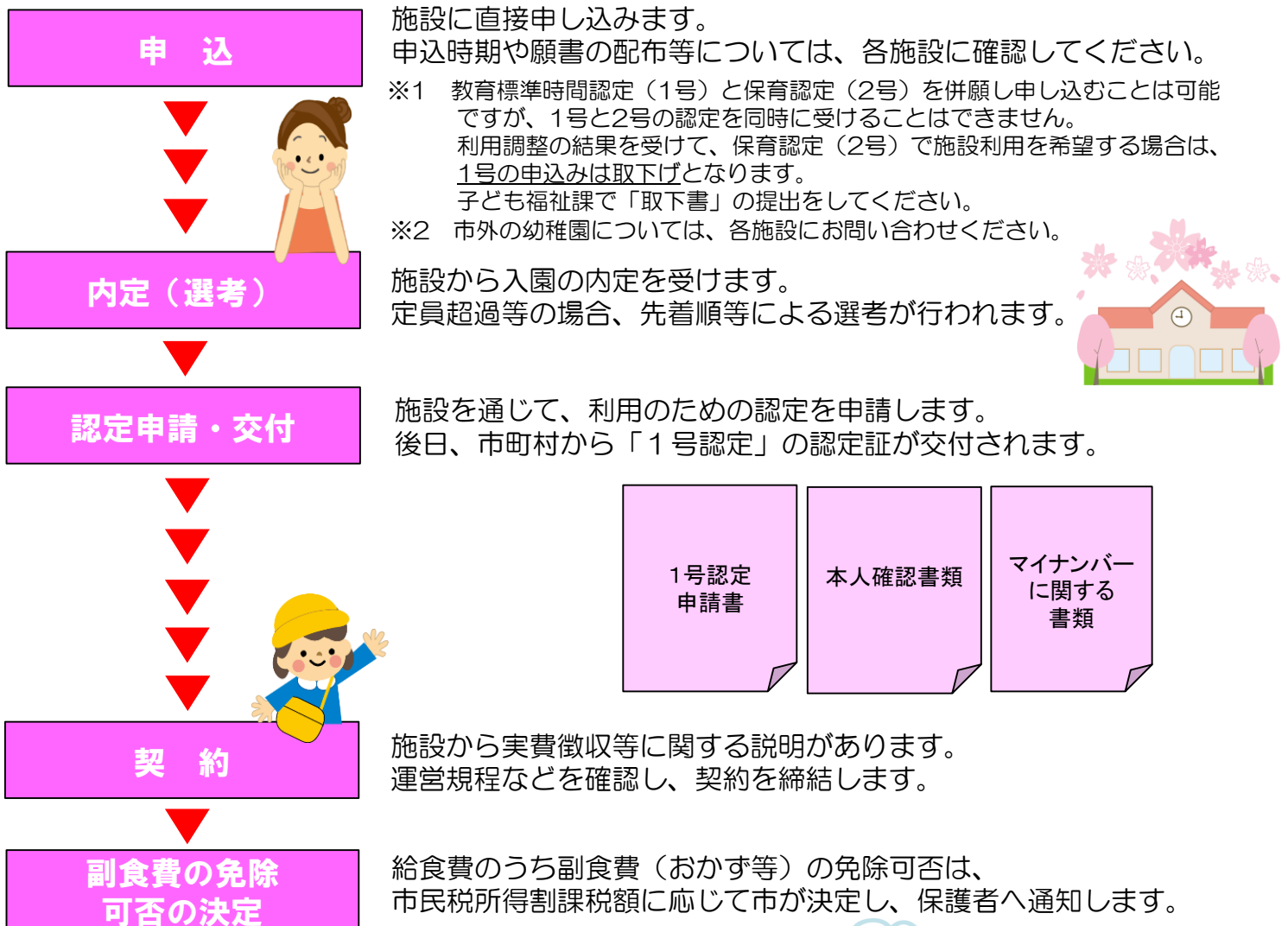
<教育時間の一例> ※施設により異なります

8:00	9:00	15:00	18:00
幼稚園型一時預かり （預かり保育）	教育時間	幼稚園型一時預かり （預かり保育）	

長期休業期間（夏休み等）は原則休みとなります（長期休業期間は、幼稚園型一時預かり（預かり保育）を実施している園が多くありますので、直接施設へ確認してください）。



2 入園までの流れ



1号認定の保育料等については、14～18ページをご覧ください

Ⅲ 保育認定（2号・3号認定）



1 保育認定（2号・3号）の事由

保育認定（2号・3号）に当たっては、保護者（父母）に次のいずれかの事由があり、常時（月64時間以上（目安：週4日以上かつ1日4時間以上））保育が必要な状態にあることが必要です。
 「集団生活を経験させたい」、「教育を受けさせたい」などの方は、1号認定をご検討ください。

保育が必要な事由		保育時間	認定期間・入所期間
就 労	日常の家事以外の仕事をしている場合 ※フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働などを含む	保育標準時間 または 保育短時間	最長3年間（就学前） （認定は3年間だが、事由継続の場合、就学前まで延長できる。以下同じ。）
求 職 活 動	求職活動を継続的に行っている場合 （就労内定を含む）	保育短時間	3ヶ月 （ただし、4月1日入所の場合は5月31日まで） ※期限内に勤務証明書が提出された場合は、最長で3年間（就学前）とする。
育 児 休 業 取 得 中 の 継 続 利 用	育児休業取得前から既に保育施設を利用している子がいて、継続利用が必要な場合 ※新規入所の児童は該当しません	保育短時間	最長で、産まれるお子さんが満2歳を迎える日の前日まで
妊 娠 ・ 出 産	妊娠中であるか、 出産後間もない場合	保育標準時間 または 保育短時間	出産前：産前8週の属する月の1日 出産後：産後8週の翌日が属する月の末日
就 学	学校または職業訓練校に在学している場合	保育標準時間 または保育短時間	最長3年間（就学前） ※保育の必要性がなくなった場合は、その時点まで。
疾 病 ・ 障 害	病気、負傷、心身に障害がある場合	保育標準時間 または保育短時間	
介 護 ・ 看 護	親族（長期間入院等をしている場合も含む）を介護又は看護している場合	保育標準時間 または保育短時間	
災 害 復 旧	震災、風水害、火災等の復旧にあたる場合	保育標準時間	
虐 待 ・ D V	虐待やDVのおそれがある場合	保育標準時間	
そ の 他	上記に類する状態にある場合	保育標準時間 または保育短時間	



※事由によって認定期間が異なります。事由がなくなったときは、認定取消（退所）となります。
 ※保護者がお子さんを保育できる場合は、認定を受けられません。



2 保育時間

<保育標準時間と保育短時間>

※保育の提供は原則として保育が必要な場合に限られます。就労が認定事由の場合、保護者が就労していない日は、保育を受けることはできません。

就労等を理由とする場合、次のいずれかに区分されます。

保育標準時間（1日あたり11時間まで）



就労時間：月120時間以上

※月120時間の目安：週5日1日6時間

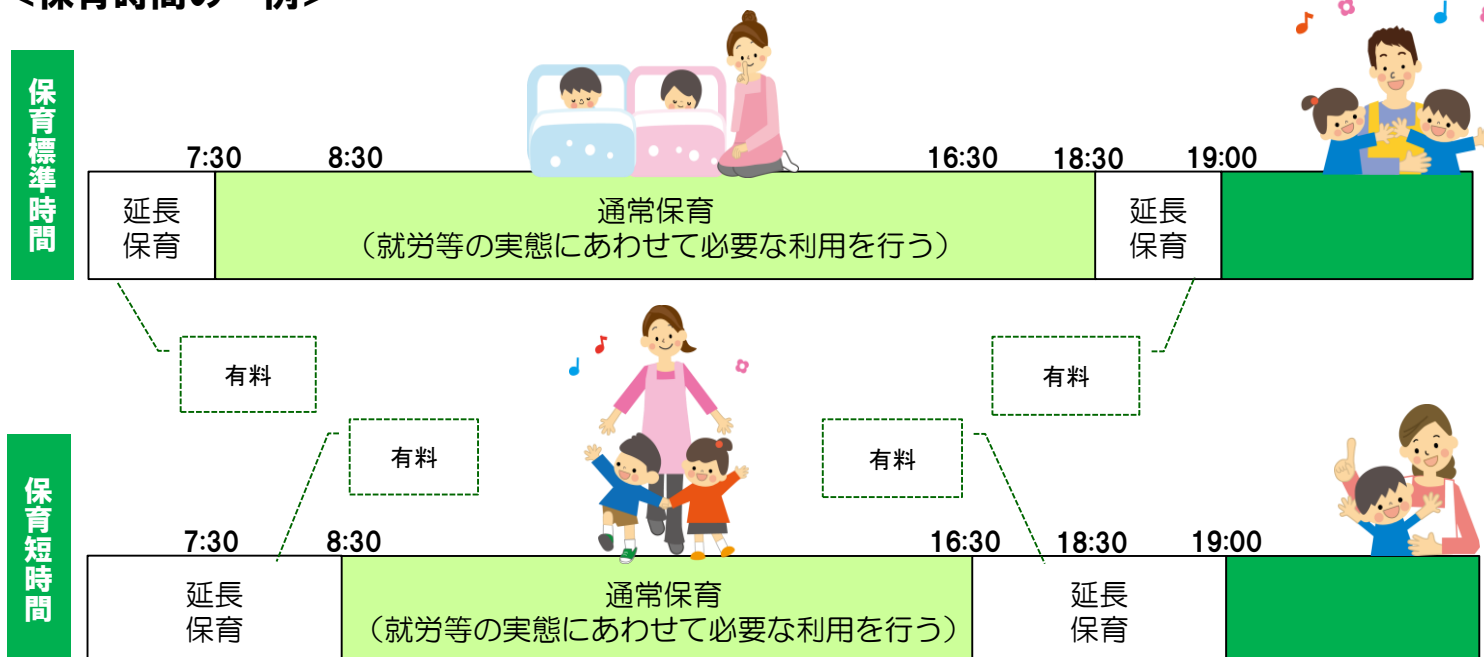
保育短時間（1日あたり8時間まで）



就労時間：月64時間以上月120時間未満

※月64時間の目安：週4日1日4時間

<保育時間の一例>



※開所時間・閉所時間や延長保育の料金設定は、施設によって異なります。

3 認定申請及び入所申込の書類等配布・受付等日程（令和3年度）

書類配布

窓口受付票を記入していただき、申請に必要な書類を配布します。詳細な聞き取りを行う為、お時間がかかります。余裕をもってお越しください。

■ 令和2年10月25日（日）【休日開庁】

時間：午前8時30分～午前11時30分、午後1時～午後4時30分

場所：総和庁舎 子ども福祉課

■ 令和2年10月26日（月）～【土曜日・日曜日・祝日・年末年始除く】

時間：午前8時45分～午前11時30分、午後1時～午後4時30分

※毎週木曜日は、総和庁舎子ども福祉課のみ午後6時30分まで受付

場所：総和庁舎 子ども福祉課
古河庁舎 市民総合窓口室
三和庁舎 市民総合窓口室

※「勤務（内定）証明・申立書」等の保育の必要性を証明する書類は、古河市公式HPからもダウンロードできます。

受付期間

一度申請されますと、年度中に限り、継続して入所審査の対象になります。
改めての申請は必要ありません。

■ 令和3年4月入所・・・育児休業明け入所予約（※令和3年9月30日までに復職する方）含む

1次受付	令和2年11月4日（水）～令和2年11月30日（月） *土曜日・日曜日・祝日除く
2次受付	令和2年12月1日（火）～令和3年2月5日（金） *土曜日・日曜日・祝日・年末年始除く

受付時間：午前8時45分～午前11時30分、午後1時～午後4時30分
※毎週木曜日は、総和庁舎子ども福祉課のみ午後6時30分まで受付

受付場所：総和庁舎 子ども福祉課
古河庁舎 市民総合窓口室
三和庁舎 市民総合窓口室

2次受付は、1次受付で
入所が不承諾だった方と、
2次受付から新規で
申し込んだ方が、
審査の対象となります。

■ 令和3年5月以降入所・・・育児休業明け入所予約（該当の日までに復職する方）含む

*入所希望月前月の10日まで（土曜日・日曜日・祝日にあたる場合は、直前の開庁日）
（1月・2月入所の締切日は別日程です）

5月入所	令和3年2月8日（月）～令和3年4月9日（金）
6月入所	令和3年4月12日（月）～令和3年5月10日（月）
7月入所	令和3年5月11日（火）～令和3年6月10日（木）
8月入所	令和3年6月11日（金）～令和3年7月9日（金）
9月入所	令和3年7月12日（月）～令和3年8月10日（火）
10月入所	令和3年8月12日（木）～令和3年9月10日（金）
11月入所	令和3年9月13日（月）～令和3年10月8日（金）
12月入所	令和3年10月12日（火）～令和3年11月10日（水）
1月入所	令和3年11月11日（木）～令和3年11月30日（火）
2月入所	令和3年12月1日（水）～令和3年12月17日（金）

*3月の入所申込はありません。 *土曜日・日曜日・祝日除く

結果通知

結果通知は初回のみ郵送します。
不承諾の場合は、次回以降の審査で利用可能となった時点でご連絡いたします。

1次・・・令和3年1月下旬予定
2次・・・令和3年2月下旬予定
5月以降・・・入所希望日の前月の20日以降

4 育児休業中の入所予約制度について



- 育児休業前と同じ職場に復職することを前提に申し込みができます。
- 復職日によって、申込期間、入園日は異なります。下記の一覧表を参考にしてください。
- 育児休業中に退職する場合は、申請取下もしくは内定取消となりますのでご注意ください。
- 復職後は入所の可否に関わらず、復職証明書をご提出いただき、復職日を確認します。
- 申し込み時から復職日が変わった場合は、必ず子ども福祉課へ届出をしてください。



<申込期間について>

育児休業明け復職日	入所審査可能な時期	申込期間
4月1日～6月末日	令和3年4月1日付入所審査から	1次受付：令和2年11月4日（水）～ 2次受付：令和2年12月1日（火）～
7月1日～7月末日		
8月1日～8月末日		
9月1日～9月末日		
10月1日～10月末日	令和3年5月1日付入所審査から	令和3年2月8日（月）～
11月1日～11月末日	令和3年6月1日付入所審査から	令和3年4月12日（月）～
12月1日～12月末日	令和3年7月1日付入所審査から	令和3年5月11日（火）～
1月1日～1月末日	令和3年8月1日付入所審査から	令和3年6月11日（金）～
2月1日～2月末日	令和3年9月1日付入所審査から	令和3年7月12日（月）～
3月1日～3月末日	令和3年10月1日付入所審査から	令和3年8月12日（木）～

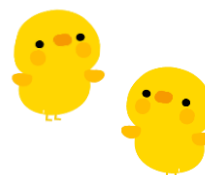
※各審査ごとに、締切が設定されています。審査ごとの締切日については、6ページをご覧ください。

※令和4年度以降については、復職日の3か月前からの申込になる予定です。

<入園日(ならし保育開始日)について>

- 復職する前から、ならし保育として入園することができます。入園日は復職日をもとに決まります。保護者の希望による入園日変更はできかねます。
- 入園から復職日までの期間(ならし保育期間中)は、保育短時間認定となります。復職日以降は、就労時間によって保育時間が変更になります。

育児休業明け復職日	入園日
4月1日～5月14日	4月1日
5月15日～6月14日	5月1日
6月15日～7月14日	6月1日
7月15日～8月14日	7月1日
8月15日～9月14日	8月1日
9月15日～10月14日	9月1日
10月15日～11月14日	10月1日
11月15日～12月14日	11月1日
12月15日～1月14日	12月1日
1月15日～2月14日	1月1日
2月15日～3月14日	2月1日
3月15日～3月末日	3月1日



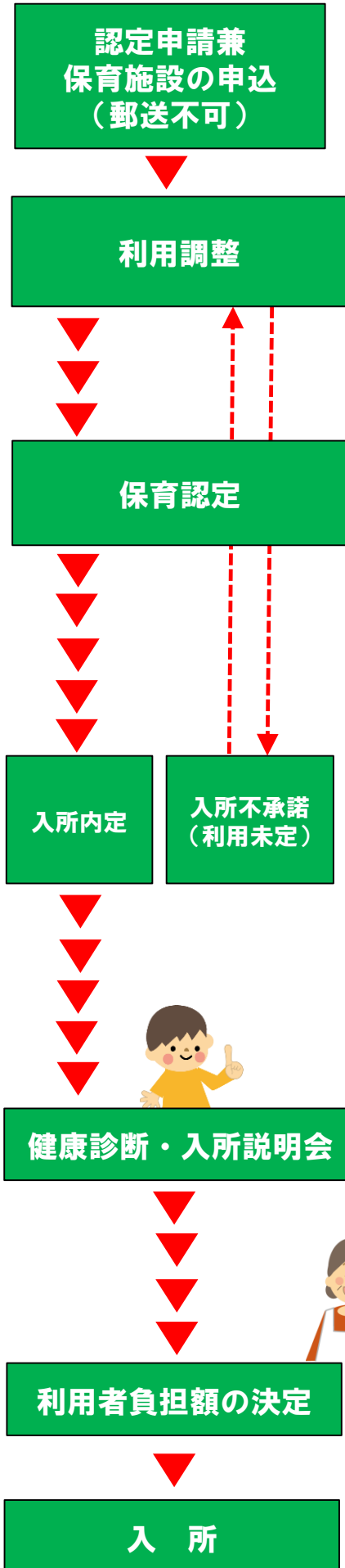
1～14日復職の方は
前月1日から
15～末日復職の方は
当月1日から
入所可能です。



※年度をまたいでのならし保育はできません。4月1日復職の方は、復職当日からならし保育開始となります。

※1日～14日復職予定の方が、復職する前月の入所判定において入所可能となった場合には、復職する当月1日付の入所となります。

5 認定から入所までの流れ



利用のための申請
→ 「認定申請書兼入所申込書」の記入・提出



保護者の利用希望が施設・事業の受入能力を上回り全員の利用が困難である場合に、市があらかじめ定めた基準に基づく優先順位にしたがって選考を行います。入所の可否に関わらず、結果を郵送で通知します。
(利用調整の方法については、19ページをご覧ください。)

?



○入所不承諾（利用未定）の場合

入所可能人数や申し込みの状況によって、入所が決まらない場合があります。

- ・申し込みの取下げがない限り、申し込みした年度の入所選考の対象になります。（※認定期間終了者除く。）
- ・入所の意思がなくなったとき、保育の必要性がなくなったときは、「取下書」の提出をしてください。
- ・次の年度の申し込みが開始した時点で、引き続き待機中となっている場合で、次の年度の入所審査の継続を希望する方は、改めて申請が必要です。

○入所内定を辞退する場合

「辞退届」を提出してください。自己都合により、内定を辞退した後に入所審査を継続して希望する場合、利用調整での優先度が下がります。優先度が下がる期間は、入所希望日の属する月を含む年度内とします。

入所前に健康診断・入所説明会を実施します。入所に関する重要事項について施設側から説明があります。詳細は各施設へお問い合わせください。

○重要事項とは

施設、整備、職員状況、保育の提供日、保育時間（食事）、保育内容、苦情相談窓口、非常時対策、保育料以外の負担額等をいいます。

利用者負担（保育料）・給食費のうち副食費（おかず等）の免除可否は、入所日の前月に決定し、郵送します。保護者の市民税所得割額を基に算定します。



2号・3号認定の保育料等は、14～18ページをご覧ください



6 申込にあたって

<申込（認定申請）できる方>

- ・古河市在住で、入所希望日に産後8週を経過している乳幼児
※入所希望月の初日時点で各施設の受入可能週数・月齢に達していないと希望できません。
施設ガイドに受入可能年齢が掲載されていますので、ご確認の上お申し込みください。
- ・保護者に常時（月64時間以上）就労等の保育が必要な事由がある方
保護者がお子さんを保育できる場合は、認定を受けられません。

<出産前のお子さんの申込受付>

- ・出産前のお子さんの4月の入所希望をする場合、4月1日時点で、施設の受入可能年齢に達していれば、申し込みすることができます。申請書類にくわえて、母子手帳の写しが必要となります。
- ・育児休業明け入所についても、該当の日までに復職される方は、出産前のお子さんの申込をすることができます。詳しくは7ページをご覧ください。



<妊娠・出産で申込む方>

- ・妊娠中である、出産後間もない場合、入所を希望することができます。
認定期間は、産前8週の属する月の1日から産後8週が経過する日の翌日が属する月の末日の間です。
- ・妊娠・出産を理由に申請し、産後8週までに入所が出来なかった場合は、申請は取下げとなります。
- ・妊娠・出産を理由に入所した場合は、産後8週の翌日の属する月の月末で退所となります。
ただし、産後8週経過以降も、保護者に保育認定事由（「求職活動」認定を除く）が認められ、継続入所を希望する場合には、必要な書類を提出していただくことで、引き続き入所をすることが可能です。
- ・育児休業取得予定の方でも、産前8週から産後8週の間であれば、入所申し込みが可能です。
ただし、利用調整の結果、保留（待機）となり、育児休業期間に入った場合、申請は取下げとなります。

<求職活動中の方>

- ・現在就労をしていない場合でも、求職活動をすることを理由に申し込みができます。ただし原則として、入所後3ヶ月以内（ただし、4月1日入所の場合は5月31日まで）に、月64時間以上の就労をすることが必要です。
- ・就労を開始（または内定）した場合は、勤務（内定）証明書をご提出ください。就労が決定しない場合には、認定期間終了日で退所となります。
- ・求職活動で空き待ちをしている場合、認定期間が終了すると、入所選考対象外となりますのでご注意ください。引き続き入所を希望する方は、期間延長の届け出を提出してください。



<転園（通っている施設を移ること）>

- ・希望施設に必ず移れるわけではありません。転園が決定するまでの間、現在通っている施設を継続して利用することができます。
- ・転園の場合は、利用調整で減点となります。ただし、兄弟の保育施設をあわせるための転園、または、引っ越しにともなう転園については、減点対象から除きます。
- ・転園申請をしていることを、現在通っている施設に市役所から伝えることはありません。
- ・育児休業取得中の継続利用をしている場合の転園も可能です。
- ・希望施設に内定した場合は、現在の施設へ「退所届」を提出してください。
- ・年度途中で転園が可能になった場合、結果通知がきてから次の施設に移るまで、前月20日頃から翌月1日までの間で、現在の施設の退所の手続きと転園先の施設の入園の手続きを行っていただく必要があります。転園準備に係る日程が短くなってしまふことについて、あらかじめご了承ください。
- ・転園の意思がなくなった場合は、速やかに申し込みを取り下げてください。

<希望施設について>



- 希望施設は必ず施設見学を行っていただき、施設の雰囲気や理念等を確認してください。施設見学は随時行っておりますので、直接施設へお問い合わせください。
また、給食のアレルギー対応やバス送迎など、提供サービスは施設ごとで異なります。申し込む前に確認をしてください。
- 第五保育所は、施設の老朽化等の理由により、令和3年3月末で閉所が決定しており、入所受付は行いません。
- 関戸保育所は令和5年3月末に、施設の老朽化等の理由により閉所予定です。正式に閉所が決定した場合、転園していただく可能性があります。
- 柘保育園は、保護者の就労時間に関わらず、保育短時間のみで、満1歳の誕生日を迎えた翌4月1日以降の受け入れとなります。
- 地域型保育施設は、0歳児から2歳児が利用できる施設です。3歳児以降は、連携施設等へ転園となります。
- ひだまり保育園、にしじろ保育園、はなのわわのん保育園、ひばり保育園、家庭的保育室ままのては、令和3年4月開設予定です。

<申し込み書類について>

- 申し込み書類等の提出には期限を定めていますので、期限内に提出をしてください。また、受付時に不備があった場合、受理は致しかねますので、余裕をもって手続きを進めてください。
- 申し込み書類等の記載事項に変更が生じた場合、速やかに子ども福祉課へ届出をしてください。各審査の締切後に書類の提出があった場合は、次回の審査からの適用になります。（記載事項等に変更が生じた場合の届出は、12ページを参照してください。）
- 提出書類等に虚偽の記載があった場合、入所決定は取消しとなります。入所後明らかになった場合は、保育の実施は解除されます。
- 申し込み書類や勤務（内定）証明書はボールペンで記入してください。（消せるボールペン不可）
記入した内容に訂正が必要な部分が生じた場合は、修正液等を利用せず、訂正印を用いてください。
- 書類等は、受理後は返却できません。受理した書類の写しをお渡しすることもできません。控えが必要な場合は、前もって写しをお取りください。
- 保育料算定または副食費の免除判定のため、課税状況が分かる書類等を求めることがあります。また、所得税および住民税の申告がお済みでない方は、申告を済ませてください。
- 申し込み児童の兄弟姉妹の保育料で納めていない分がありましたら、申し込み前までに納めてください。
- 入所の意思がなくなったときは、入所が決定する前に申し込みの取下げをしてください。



<入所後について>

- 入所後、世帯状況や保護者の勤務状況が変わった場合は、子ども福祉課へ届出をしてください。（変更に関する届出は、12ページを参照してください。）
- 正当な理由がなく長期欠席している場合、入所基準に該当しなくなった場合、入所が不相当であると認められる場合は退所していただきます。
- 未申告などの理由で保護者の税額が確認できない場合は、保育料を児童の年齢の最高額、副食費の場合は免除対象外で決定します。後日申告が確認できた場合等でも、翌月からの再算定となり、遡っての変更はできません。再算定後、変更が生じる場合には、変更通知書を送付します。
- 負担していただく保育料等は、保育を実施するために必要な経費の一部となります。
保育施設の効率的な運営を図るとともに、保育サービスの向上に努めてまいりますので、保育料等は期日までに納付していただくよう、ご理解とご協力をお願いします。




7 申込に必要な書類

必要なもの	内 容		
①全員提出が必要な書類			
<input type="checkbox"/> 申請書 (給付認定申請書兼保育施設入所申請書)	児童1人につき1枚必要		
<input type="checkbox"/> (別紙) 個人番号世帯一覧	同じ住所地にいる方は、全員マイナンバーを記入	父 ・ 母 祖 父 ・ 祖 母	
<input type="checkbox"/> 重要事項確認書	本ガイドを読み、各項目をすべてチェック	父 ・ 母	
保育の必要性を証明する書類 父母および同居している65歳未満の祖父母は全員提出が必要です。 (※祖父母の証明の提出がない場合でも受付は可能ですが、審査で点数調整があります。 ※兄弟姉妹で同時申し込みの場合、証明書は子どもの名前欄を連名にして原本一部を取得し、写しを添付しても構いません。 ※証明書等の有効期限は、発行日から3ヶ月となります。)			
	就労(予定)している方	<input type="checkbox"/> 勤務(内定)証明・申立書(社印無し無効) ≪自営業の場合≫ <input type="checkbox"/> 就労状況申告書	父 ・ 母 祖 父 ・ 祖 母
	求職活動中の方	<input type="checkbox"/> 求職活動申立書 <input type="checkbox"/> ハローワークカードの写し(利用者のみ)	父 ・ 母 祖 父 ・ 祖 母
	出産予定のある方	<input type="checkbox"/> 母子健康手帳の写し(表面と分娩予定日が分かる部分) または 妊産婦の医療福祉費(マル福)受給者証 または 妊産婦の医療費助成(マル古)受給者証	母
	就学中の方	<input type="checkbox"/> 在学証明書、 <input type="checkbox"/> 時間割表	父 ・ 母 (祖 父 ・ 祖 母)
	看護・介護をしている方	<input type="checkbox"/> 介護・看護状況申告書 <input type="checkbox"/> 被介護・看護者の状態の証明 (介護保険証、障害者手帳等の写し、医師の診断書等)	父 ・ 母 祖 父 ・ 祖 母
	病気の方	<input type="checkbox"/> 医師の診断書(費用がかかることがあります)	父 ・ 母 祖 父 ・ 祖 母
	身体に障がいがある方	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳等(氏名・等級記載部分の写し)	父 ・ 母 祖 父 ・ 祖 母
②提出の際に、提示が必要な書類			
1.番号確認に必要な書類	<input type="checkbox"/> 個人番号カード・個人番号通知カード等	 申請者のもの	
2.身元確認に必要な書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証・パスポート・個人番号カード等		
③該当者のみ必要な書類			
離婚調停中の場合	<input type="checkbox"/> 調停中であることが分かるもの(裁判所からの呼出状等)		
在宅障がい者がいる場合	<input type="checkbox"/> その方の身体障害者手帳等(氏名・等級記載部分の写し)		
きょうだい特別支援学校 幼稚部などに通っている場合	<input type="checkbox"/> 在園証明書	兄 ・ 姉 弟 ・ 妹	
市外保育施設希望の場合 (相手市町村により適宜変わります)	<input type="checkbox"/> 転入に関する誓約書 <input type="checkbox"/> 住所地のわかる書類(売買契約書の写し・賃貸契約書の写し・同居同意書等) <input type="checkbox"/> 令和2年度課税証明書(父・母) <input type="checkbox"/> 通勤経路図 <input type="checkbox"/> その他()		
古河市締切： 月 日			

8 利用調整中・入所後の届出について

下記の事項に該当する場合は、子ども福祉課へ届出をしてください。

変更等の内容		必要書類等
入所の基準に該当しなくなったとき 保育施設入所の意思がなくなったとき		施設入所申込取下げ・辞退届
希望する施設を変更するとき		各窓口または電話にて承ります。
希望する入所日を変更するとき		各窓口または電話にて承ります。 (※状況に応じて、必要書類を求められることがあります。)
勤務先、就労内容の変更・契約更新をしたとき		勤務(内定)証明・申立書
母子手帳の交付を受けたとき		母子健康手帳の写し(手帳の表面と出産予定日が記載されたページ) または 妊産婦の医療福祉費(マル福)受給者証 または 妊産婦の医療費助成(マル古)受給者証
住所・連絡先を変更したとき 世帯構成を変更したとき 保護者・児童の氏名を変更したとき		認定申請事項変更届申請書 口座振替依頼書 (※状況に応じて、その他必要書類を求められることがあります。)
同居の家族が障害者手帳等を取得したとき		手帳の写し、特別児童扶養手当、障害年金の証書の写し等
退職したとき		—
	保育の必要性がなくなったとき	(入所中の場合)退所届 (利用調整中の場合)施設入所申込取下げ・辞退届
	求職活動を行うとき	求職活動中の子どもの継続入所願 求職活動報告書 認定変更申請書 (※状況に応じて、その他必要書類を求められることがあります。)
	疾病、負傷、心身に障害があるとき	医師の診断書
	職業訓練校等に在学するとき	在学証明書、時間割
勤務先が内定したとき		勤務(内定)証明・申立書 認定変更申請書
就労を開始したとき		勤務(内定)証明・申立書 認定変更申請書
育児休業を取得するとき		(入所中の場合)育児休業取得証明書 育児休業中の子どもの継続入所願 (利用調整中の場合)勤務(内定)証明・申立書
育児休業期間を延長したとき		(入所中の場合)育児休業取得証明書 育児休業中の児童の継続入所期間延長願 (利用調整中の場合)勤務(内定)証明・申立書
育児休業が終了し、復職したとき		復職証明書
産前産後休暇のみ取得するとき		勤務(内定)証明・申立書 (休職中の欄に産前産後休暇期間・復職予定日を記入したもの)
産前産後休暇後に復職するとき		復職証明書
保育の必要性がなくなったとき 入所している児童が市外に転出するとき		退所届



9 広域入所

<他市区町村の保育施設を希望する場合（委託）>

申込受付場所：古河市役所総和庁舎 子ども福祉課

市外の保育施設を希望する場合には、住所地のある古河市を通しての申請（協議）となります。

（希望施設のある市区町村によっては、直接申込する場合があります。）

申請要件は、市町村によって異なります（勤務先がある、転出の予定がある等）。ご自身がその市町村の保育施設に申請する要件があるか、希望施設のある市町村にご確認ください。

必要書類・申込締切日

市区町村によって異なります。希望施設のある市区町村の保育担当課に事前にご確認の上、子ども福祉課に来庁してください。

申請先の自治体の締切をもとに、その締切に間に合うよう古河市での締切日を設定しますので、期限内に子ども福祉課に提出をしてください。

古河市で受理した申請書等を希望施設のある自治体へ送付し、希望施設のある自治体で入所審査を行います。

注意事項

- ・入所の可否は、郵送で通知します。
- ・市外施設入所への要件がなくなった場合は、退所になる場合があります。
- ・市外施設への申請・入所については、年度毎の申請・契約になります。
入所出来た場合でもその年度末までの契約となり、秋口に次の年度の申請が必要になります。
次の年度の入所審査の結果によっては、不承諾になる可能性があります。
- ・市外保育施設と市内保育施設の併願はできません。
市内施設での希望を市外施設へ変更する場合には、現在の申請の取下をしてから改めて申請が必要です。
- ・入所の意思がなくなったときは、「取下書」を提出してください。
- ・施設を退所する場合は、「退所届」を提出してください。



<古河市外に在住で、市内の保育施設を希望する場合（受託）>

申込要件

①古河市に転入予定がある、もしくは、②古河市に保護者のどちらかの勤務先がある場合、古河市内の施設に申請・入所可能です。要件がなくなった場合には、申請取下・退所になります。

必要書類

お住まいの市区町村の保育担当課で申し込みをしていただきます。

申請書類は、お住まいの市区町村のものをご利用ください。

- ・入所申請書
- ・保育の必要性を証明する書類（父・母、※65歳未満の同居祖父母がいる場合は、祖父母のものも必要）

【転入の場合】

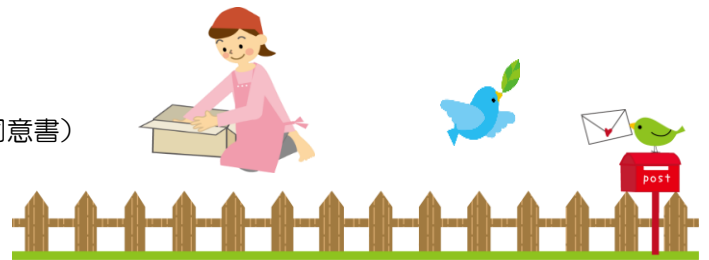
- ・転入誓約書
- ・転入先の住所地のわかる書類
（土地や家屋の売買契約書の写し、賃貸契約書の写し等）
（転入先の住所にすでに居住している方がいる場合は同居同意書）
- ・課税証明書（父・母）

申込締切日

申込締切日は、6ページを参照してください。

注意事項

・古河市に転入予定で申し込んだ方は、転入の際に入所の可否にかかわらず改めて古河市での申込が必要になります。転入後に子ども福祉課へお越しください。



<古河市から転出後も市内施設を継続利用したい場合>

転出後も、古河市で保護者のどちらかが勤務をする場合、継続利用が可能です。

希望の場合は、前もって子ども福祉課までご相談ください。

継続利用が可能である場合、新住所地に転入後、保育担当課で申請手続きを行ってください。

<教育標準時間認定（1号認定）で他市町村の施設を希望する場合>

教育標準時間認定（1号認定）の方は、直接希望の施設へご相談、申請をしてください。



IV 保育料等

1 かかる費用について



① 保育料
(利用者負担額)

② 延長保育・預かり保育料
(時間外保育)

③ 給食費

④ 実費徴収

①保育料（利用者負担額）

- ・保育料は児童の年齢や保護者の市民税所得割課税額を基に年に2回算定します。公立私立を問わず共通料金です。
- ・所得税および住民税の申告がお済みでない場合は、保育施設入所申請前に申告を行ってください。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和2年度市民税により決定 (令和元年分の収入等から算出)					令和3年度市民税により決定 (令和2年分の収入等から算出)						

② 延長保育・預かり保育利用料（時間外保育）【※利用者のみ】

- ・利用料は保護者が施設におさめます。金額は施設ごとに異なります。詳細は各施設に問合せ、もしくは「古河市教育・保育施設等ガイド」でご確認ください。

③給食費

- ・給食費（主食費・副食費）は保護者のご負担となります。ただし副食（おかず等）の費用が免除される場合があります。（16ページをご確認ください）
- ・3号認定の給食費は、保育料に含まれています。

④実費徴収

- ・利用者負担額（保育料）の他に日用品費、行事代、バス利用代などの実費徴収や上乗せ徴収費がかかることがあります。詳細は各施設に問合せ、もしくは「古河市教育・保育施設等ガイド」でご確認ください。

2 保育料（利用者負担額）について



1号認定（満3歳以上）	2号認定（3歳児以上）	3号認定（0～2歳児） ※年度途中で3歳になっても、年度中は 3号認定（0～2歳児）の額です。
0円/月	0円/月	世帯の市民税所得割課税額により算定

※3号認定の保育料（利用者負担額）階層表については、15ページをご覧ください。






3 3号認定（保育認定：0～2歳児）保育料（利用者負担額）階層表

階層	世帯の市民税 所得割課税額	保育料算定上 の子どもの数	保育標準時間		保育短時間	
			保育料	ひとり親等 該当の場合	保育料	ひとり親等 該当の場合
1	生活保護世帯	1人目以降	0円	0円	0円	0円
2	市民税非課税	1人目以降	0円	0円	0円	0円
3	市民税均等割のみ 課税	1人目	2,400円	0円	2,400円	0円
		2人目	0円	0円	0円	0円
		3人目以降	0円	0円	0円	0円
4	24,300円未満	1人目	8,300円	2,400円	8,200円	2,400円
		2人目	4,150円	0円	4,100円	0円
		3人目以降	0円	0円	0円	0円
5	24,300円以上 48,600円未満	1人目	12,000円	2,400円	11,800円	2,400円
		2人目	6,000円	0円	5,900円	0円
		3人目以降	0円	0円	0円	0円
6	48,600円以上 57,700円未満	1人目	16,000円	2,400円	15,700円	2,400円
		2人目	8,000円	0円	7,850円	0円
		3人目以降	0円	0円	0円	0円
	57,700円以上 72,800円未満	1人目	16,000円	2,400円	15,700円	2,400円
		2人目	8,000円	0円	7,850円	0円
		3人目以降	0円	0円	0円	0円
7	72,800円以上 77,101円未満	1人目	22,000円	2,400円	21,700円	2,400円
		2人目	11,000円	0円	10,850円	0円
		3人目以降	0円	0円	0円	0円
	77,101円以上 97,000円未満	1人目	22,000円		21,700円	
		2人目	11,000円		10,850円	
		3人目以降	0円		0円	
8	97,000円以上 133,000円未満	1人目	28,000円		27,600円	
		2人目	14,000円		13,800円	
		3人目以降	0円		0円	
9	133,000円以上 169,000円未満	1人目	34,000円		33,500円	
		2人目	17,000円		16,750円	
		3人目以降	0円		0円	
10	169,000円以上 235,000円未満	1人目	41,000円		40,300円	
		2人目	20,500円		20,150円	
		3人目以降	0円		0円	
11	235,000円以上 301,000円未満	1人目	47,000円		46,300円	
		2人目	23,500円		23,150円	
		3人目以降	0円		0円	
12	301,000円以上 397,000円未満	1人目	53,000円		52,200円	
		2人目	26,500円		26,100円	
		3人目以降	0円		0円	
13	397,000円以上	1人目	58,000円		57,100円	
		2人目	29,000円		28,550円	
		3人目以降	0円		0円	

4 給食費



「主食費（ごはん等）」と「副食費（おかず等）」については、施設で定めた額がかかります。ただし、下の表で  に該当する場合は、給食費のうち副食費の徴収が免除されます。主食費の減免制度はありません。























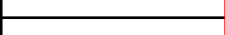





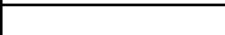
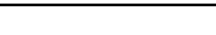








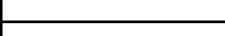
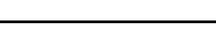




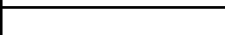
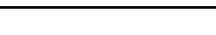












1号認定

階層	世帯の市民税所得割課税額	保育料算定上の子どもの数	全世帯
1	生活保護世帯	1人目以降	
2	市民税非課税（均等割のみ含）	1人目以降	
3	38,500円以下	1人目以降	
4	38,501円以上 77,100円以下	1人目以降	
5	77,101円以上 144,100円以下	1人目	
		2人目	
		3人目以降	
6	144,101円以上 211,200円以下	1人目	
		2人目	
		3人目以降	
7	211,201円以上	1人目	
		2人目	
		3人目以降	

施設ごとの給食費については、「古河市教育・保育施設等ガイド」でご確認ください。



2号認定

階層	世帯の市民税所得割課税額	保育料算定上の子どもの数	右記以外	ひとり親世帯等の場合
1	生活保護世帯	1人目以降		
2	市民税非課税	1人目以降		
3	市民税均等割のみ課税	1人目以降		
4	24,300円未満	1人目以降		
5	24,300円以上 48,600円未満	1人目以降		
6	48,600円以上 57,700円未満	1人目		
		2人目		
		3人目以降		
7	57,700円以上 72,800円未満	1人目		
		2人目		
		3人目以降		
8	72,800円以上 77,101円未満	1人目		
		2人目		
		3人目以降		
9	77,101円以上 97,000円未満	1人目		
		2人目		
		3人目以降		
10	97,000円以上 133,000円未満	1人目		
		2人目		
		3人目以降		
11	133,000円以上 169,000円未満	1人目		
		2人目		
		3人目以降		
12	169,000円以上 235,000円未満	1人目		
		2人目		
		3人目以降		
13	235,000円以上 301,000円未満	1人目		
		2人目		
		3人目以降		

※子どものカウントの仕方については、17ページをご覧ください。



保育料の納付について

- 公立保育所・私立保育園
→市に納付
- 認定こども園・地域型保育
→施設に納付

給食費の納付について

- 公立保育所 →市に納付
- 私立保育所・認定こども園
・地域型保育
→施設に納付

5 留意事項

子どものカウントの仕方

(1) 1号認定

「**幼稚園年少から小学校3年まで**」の範囲において、1人目、2人目、3人目と数えます。

※市民税所得割課税額77,101円未満の場合、小学校3年生までの範囲の制限がなくなります。

(2) 2号認定

「**小学校就学前**」の範囲において、1人目、2人目、3人目と数えます。

※市民税所得割課税額57,700円未満（ひとり親等該当世帯の場合は77,101円未満）の場合、小学校就学前の範囲の制限がなくなります。

(3) 3号認定

最年長の子どもから順に、1人目、2人目、3人目と数えます。

※第1子、第2子で所得割課税額169,000円以上（10階層～13階層）の場合は、「小学校就学前」の範囲で数えます。



階層		年齢									
		0	1	2	3 (年少)	4 (年中)	5 (年長)	6 (小1)	7 (小2)	8 (小3)	9 (小4)
1～9階層		最年長の子どもからカウント(範囲の制限はなし)									
10 ～ 13 階層	第1子・ 第2子	この範囲でカウント									
	第3子 以降	最年長の子どもからカウント(範囲の制限はなし)									

●多子世帯保育料軽減事業について

茨城県・古河市では、子育て家庭で特に経済的負担の大きい多子世帯を支援するため、保育所（園）、認定こども園等に入所している第2子（3歳未満児）の利用者負担額（保育料）の半額化、第3子以降の子ども（3歳未満児）の利用者負担額（保育料）の無償化を実施しています。

- ・保育所（園）、幼稚園、認定こども園、企業主導型保育施設、特別支援学校幼稚部若しくは児童心理治療施設通所部に入所（園）している、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している兄・姉がいる場合にも算定人数に含めることができます。
- ・年齢が上記のカウントの範囲内の場合、保護者が監護し、生計が同一の子どもであれば同一世帯でなくても算定人数に含めることができます（申請が必要です）。(例)学生で寮に入っている場合等

※令和2年10月現在の情報です。国の制度改正が行われる場合、変更となる場合もあります。

税額の算出方法

- ・「世帯の市民税所得割課税額」とは保護者（父母）の合計市民税所得割課税額です。ただし、保護者の令和元年中の合計収入が103万円未満の場合は、父母以外の方（主に祖父母等）を家計の主宰者（経済的に児童を養育し、世帯の生計を維持する上で中心となる者）とみなし、その方の課税額を合算し階層判定を行うこととなります。
- ・所得割課税額とは住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除（ふるさと納税）、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割を受けている場合、これらの金額を足し戻した額で判定します。
- ・政令指定都市で課税されている場合は、都道府県民税と市町村民税の割合を「4：6」に変更した仮の市町村民税額で判定します。

ひとり親世帯等とは

(1) 「母子世帯等」の場合

母子及び寡婦福祉法に規定する配偶者がいなく、実際に児童を扶養している女性、および、これに準ずる父子世帯（児童扶養手当を受給している場合は全てこれに該当します）。

(2) 次の「在宅障害児（者）のいる世帯」の場合

- ①身体障害者手帳の交付を受けた方（身体障害者福祉法第15条に定める）
- ②療育手帳の交付を受けた方（療育手帳制度要項に定める）
- ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方
- ④特別児童扶養手当の受給対象となっている児童
- ⑤国民年金の障害基礎年金等を受給している方



(3) 寡婦（寡夫）控除みなし適用に該当する場合

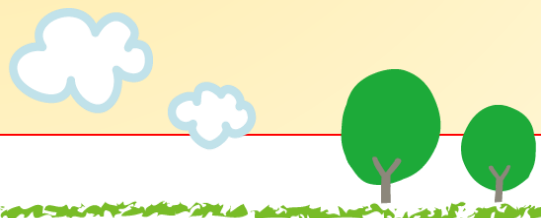
古河市では、婚姻歴のないひとり親の方について、「寡婦(寡夫)控除」のみなし適用を実施しています。適用には要件がありますので、子ども福祉課にご相談ください。

※「寡婦(寡夫)控除」のみなし適用の要件の一部

(1) 婚姻歴がなく、また現在婚姻状態（事実婚を含む）にない母であり、生計を一にする子（子の総所得金額等が38万円以下で、他の人の控除対象配偶者や扶養親族となっていない場合に限る。）がいる方

(2) 1の要件に該当し、かつ、子を税法上扶養しており、母の合計所得金額が500万円以下の方

(3) 婚姻歴がなく、また現在婚姻状態（事実婚含む）にない父であり、生計を一にする子（子の総所得金額等が38万円以下で、他の人の控除対象配偶者や扶養親族となっていない場合に限る。）がおり、父の合計所得金額が500万円以下の方



V 利用調整(入所審査)の方法・点数表

保育施設への入所申請をされますと、利用調整といわれる入所審査にかかります。利用調整では、入園希望児童を世帯状況や就労状況をもとに点数化し、総合的かつ客観的に優先順位を決定し、順位の高い児童から入園施設を決定していきます。下の表は、実際の利用調整で使用しているリストを簡易化して表現したものです。

《入園希望児童一覧》

No.	第1希望	第2希望	第3希望	第4希望	合計指数 ④	優先順位 ⑤	閉園等 ⑥	連携施設 ⑦	実施基準指数のみ ⑧	初回申込年度 ⑨	保育料未納有無 ⑩	父母合計所得 ⑪	決定する保育園
1	A保育園	B保育園	C保育園	D保育園	250	5	1	2	200	18	1	3,966,600	A保育園
2	A保育園	B保育園	D保育園	E保育園	225	3	2	2	200	20	1	2,023,600	B保育園
3	F保育園	A保育園	B保育園	C保育園	225	5	2	2	190	19	1	4,502,800	C保育園
4	A保育園	B保育園	F保育園	C保育園	220	5	2	2	200	20	1	4,200,000	入園不可
5	以下、申し込み児童分続く												

《施設の受け入れ枠》

A保育園	1名
B保育園	1名
C保育園	1名
D保育園	1名
E保育園	1名
F保育園	0名

- ④合計指数…実施基準指数と調整指数の合計：点数の高い方が優先
- ⑤優先順位…就労等、保護者の状況による優先順位：小さい数字の方が優先
- ⑥閉園等…閉園する施設から転園する場合は「1」、それ以外は「2」：「1」を優先
- ⑦連携施設…小規模保育施設を卒園する場合は「1」、それ以外は「2」：「1」を優先
- ⑧実施基準指数のみ…上記、合計指数から調整指数を除いた点数：高い方が優先
- ⑨初回申込年度：申請した年の西暦の下2桁：待機期間が長い方が優先
- ⑩保育料未納…未納あり「2」、未納なし「1」：「1」を優先
- ⑪父母合計所得…父母の合計所得の合算：所得の低い方が優先

審査の結果…

- No.1の児童 第1希望の**A保育園に決定**
- No.2の児童 第1希望の園は埋まってしまい、第2希望の**B保育園に決定**
- No.3の児童 第1希望～第3希望は埋まっているため、第4希望の**C保育園に決定**
- No.4の児童 第1希望～第4希望まで埋まっているため、**入園不可**



No.1の方が入園承諾通知受領後にA保育園への入園を取り下げた場合

- No.2の児童 No.1の児童が入園申込をしていなければ、**第1希望のA保育園に入れたが**、既に承諾通知を発送した後のため、B保育園で決定
- No.3の児童 No.1の児童が入園申込をしていなければ、**第4希望のC保育園ではなく、第3希望のB保育園に入れたが**、既に承諾通知を発送した後のため、C保育園で決定
- No.4の児童 No.1の児童が入園申込をしていなければ、**入園不可ではなく、第4希望のC保育園に入れたが**、既に不承諾通知を発送した後のため、入園不可の状況に変更なし。次回の利用調整で再度入園の判定となる。

承諾や不承諾の通知は全ての保護者に同時に届いているため、結果通知後に入園取下げの申し出があっても、判定を行直すことは適いません。

万が一、育児休業明けで入園内定していた方が入園日直前で入園を取り下げた場合は、上記の影響に加え、それまでその方の入園枠を確保していた訳ですので、長い間入所枠を結果的に無駄にすることになってしまいます。

急な転勤等でやむを得ず入園を取り下げざるを得ない方もいらっしゃるかとは思いますが、申し込みの際には、希望施設の見学を行い施設の理念や雰囲気を確認した上で、ご家族でよくご検討いただき、実際に入園が決まった際に必ず入園出来る施設への申し込みをお願いします。

市では、新規施設の認可や建設費用の補助等、待機児童対策を推進しておりますが、皆様ひとりひとりのお心掛けも、待機児童を減らす一助となりますので、ご協力の程、よろしくお願いたします。

点数表

▼実施基準指数表

種別	保護者(父母)の状況		基本 指数	優 先 順 位
就労	週5日以上勤務 (月20日以上)	1日8時間以上又は月160時間以上の就労を常態	100	5
		1日7時間以上又は月140時間以上の就労を常態	90	
		1日6時間以上又は月120時間以上の就労を常態	80	
		1日5時間以上又は月100時間以上の就労を常態	70	
		1日4時間以上又は月80時間以上の就労を常態	60	
	週4日以上勤務 (月16日以上19日以下)	1日8時間以上又は月128時間以上の就労を常態	80	
		1日7時間以上又は月112時間以上の就労を常態	70	
		1日6時間以上又は月96時間以上の就労を常態	60	
		1日5時間以上又は月80時間以上の就労を常態	50	
		1日4時間以上又は月64時間以上の就労を常態	40	
週3日以上勤務 (月12日以上15日以下)	1日6時間以上又は月72時間以上の就労を常態	40		
上記以外		30		
内職	週4日以上勤務	1日4時間以上又は月64時間以上の就労を常態	35	6
	上記以外		20	
出産			50	8
疾病	入院若しくは入院に相当する治療又は自宅療養で寝たきりの状態である場合		100	4
	疾病等により、保育に支障がある場合		80	
障がい	身体障害者手帳1級若しくは2級、精神障害者手帳1級又は療育手帳 [Ⓐ] 若しくはAの交付を受けていて、その障がいのため保育が常時困難な場合		100	
	上記の等級以外の身体障害者手帳、精神障害者手帳又は療育手帳の交付を受けていて、その障がいのため保育に支障がある場合		80	
介護 看護	重度障がい者等の全介護（要介護5又は4の認定を受けた者を含む。）、重度の心身障がい者又は重度の身体障がい者を介護する場合		100	7
	全介護を除く、食事・排泄・入浴の介護を要する場合（要介護3又は2の認定を受けた者を含む。）を介護する場合		80	
	上記以外の程度の者を介護する場合		40	
災害	災害等による家屋の損傷その他の災害復旧のため保育をすることができない場合		100	2
就学	就学・技能習得のため通学し、保育をすることができない場合		就労に準ずる	9
不存	死亡、離別、行方不明、拘禁等		100	3
虐待・DV	虐待・DVにより、特に保育が困難と認められる場合		100	1
求職	日中求職活動のため、外出することを常態としている		15	10

▼調整指数表

No.	条件	調整 指数
1	新規に同一の世帯から2人以上の子どもが入所するとき	5
2	継続して保育所に入所している子ども（2号・3号認定を受けた小学校就学前子どもに限る。）の兄弟姉妹が入所するとき	20
3	就職が内定したとき	-5
4	ひとり親家庭であるとき	20
5	生活保護世帯であるとき	10
6	保育士又は保育教諭の資格を有しており、保育所、認定こども園又は地域型保育施設に保育士又は保育教諭として在職している、又は就職若しくは復職するとき	30
7	育児休業の取得により退所した子どもが当該育児休業期間の終了により再度入所するとき	20
8	前項に該当する再度入所する子どもの兄弟姉妹が当該子どもと同時に入所するとき	20
9	同居している祖父母が65歳未満で、保育の必要な事由が確認できないとき (※祖父、祖母各1人につき減点)	-5
10	ハローワークに登録し、求職活動をしているとき	1
11	入所施設を変更（次項に定める場合及び転居を伴う場合又は兄弟姉妹が同一の施設若しくは事業の利用を希望するための入所施設の変更は除く。）するとき	-5
12	入所している保育所等の閉園等に併い入所施設を変更するとき	43
13	地域型保育施設を卒園し、連携施設以外の保育所等への入所を希望するとき	43
14	利用を希望する保育所等への入所承諾後、自己都合を理由に入所を辞退したとき	-20

VI よくある質問

1 申し込み・利用調整に関すること

	質問内容	回答
1	申し込みは早い方が有利ですか？	申し込み順で入所を決定をするものではありません。期限内に提出をしてください。利用調整は、保育の必要とする状況を点数化し、施設ごとに、点数の高い児童から順に内定します。
2	定員に空きのない施設を希望してもよいですか？	可能です。申込時に定員が埋まっても、退園等で欠員が生じたとき、利用調整の対象になることがあります。
3	希望施設は多く記入した方がよいですか？	希望施設は、入所の意思がある施設を選択してください。内定後に、希望した施設でなかった、自宅から遠い等を理由に内定を辞退する方が多くいらっしゃいます。希望施設を選択する際は、施設見学等を行っていただき、確認をしてください。 自己都合で内定を辞退したとき、次回からの利用調整で不利になります。
4	人気のある施設や評判が良い施設を教えてください。	お子さん・保護者それぞれに生活環境や事情も異なります。また施設ごとに特色があり、保育や教育内容も違います。施設選びは実際に施設見学を行い、納得して決めることが大切です。
5	1号と2号の併願は出来ますか？	教育標準時間認定（1号）と保育認定（2号）を同時に申し込むことは可能ですが、同時に認定を受けることはできません。利用調整の結果を受けて、1号で施設利用を希望する場合は、速やかに子ども福祉課で保育認定（2号）申請の「取下書」を提出してください。
6	同じ勤務日数・勤務時間の場合、正社員の方が有利ですか？	雇用形態は利用調整に影響しません。勤務日数や勤務時間で判断します。
7	自営業と外勤（会社員）で入所の優先度が変わりますか？	変わりません。勤務日数と勤務時間を基に利用調整を行います。
8	夜間勤務がありますが、保育施設の申し込みは可能ですか？	可能です。また、勤務時間帯で不利になることはありません。
9	祖父母と同居していると、入所できないのでしょうか？	入所可能です。 ただし、65歳未満の祖父母と同居している場合、就労などで日常的に祖父母が保育ができない状況であることを確認する書類を求めます。書類の提出ができない場合、利用調整で不利になります。
10	申し込み後に、家庭状況（住所・家族構成・妊娠等）や就労状況が変わりました。届出は必要ですか？	給付認定申請事項変更届申請書の提出、および必要書類を提出してください。（12ページ参照）
11	病気のため、医師の診断書を提出するつもりです。必要事項を教えてください。	病名、症状、療養期間、療養する上で保育が必要である旨を記載していただき、家庭で保育ができない状況を確認します。
12	兄弟二人の申し込みを検討しています。第一子を優先的に入所させたいと思いますが、申込みは可能ですか？	申し込みは可能です。ただし、第一子のみ入所決定した場合、第二子の預け先がないことを理由に、保育の必要性の確認ができない場合、内定取り消しや退所となります。
13	入所の可否は窓口で教えてもらえますか？	入所の結果は、郵送で通知します。窓口やお電話での回答は行っておりません。
14	育児休業明けの入所を希望していましたが、入所不可となったため、育児休業を延長しようと思います。育児休業延長のため、会社から「保育所に入所できないことの証明書」を取得するように言われました。	入所不可となった場合、「施設等利用調整結果通知書（利用未定）」を通知しています。 その他、保護者からの申請で「保育施設における保育を実施することができない証明」を発行することができます。希望の場合は、保護者の身分証明書、ご印鑑をお持ちになり、子ども福祉課で申請してください。証明の発行には一週間ほどお時間をいただきます。 育児休業を延長した場合、新たな復職日によっては入所申込が継続できない場合がありますのでご了承ください。

2 育児休業明け入所予約に関すること

	質問内容	回 答
1	なぜ育児休業明け入所予約制度を変えるのでしょうか？	保育サービスはそもそも社会福祉事業の一部です。社会福祉の考え方に照らし、保育サービスをより早期に必要とする方に提供するべきであると判断しました。また、保育施設としては、入所予約によって入所枠が塞がっている間は、ほかのお子様をお預かりすることができません。その期間の運営費収入を得ることができず、運営に支障をきたす可能性があります。今後も長期にわたって質の高い保育サービスを供給するために、保育施設の運営の適正化を図る必要があります。これらの状況を総合的に判断し、育児休業明け入所予約制度の変更を決定いたしました。
2	年度途中でも保育施設の受入はありますか？	各保育施設の状況にもよりますが、年度当初の時点で定員がいっぱいになるとは限りません。また、年度途中であっても保育士の増員や在園児童の異動等によって空きが生じることがあります。
3	入所希望日が高い方が入所に有利ですか？	利用調整の際に、入所希望日による加点減点はありませぬ。就労時間や家庭の状況等によって判定しています。一方、入所枠自体は年度後半にかけて減少していくため、年度当初より年度途中での入所申込の方が希望の保育施設に入所できにくくなると考えられますが、社会福祉の考え方にに基づき、早期に保育を必要とする方から先に申込を受付けますので、何卒ご了承ください。
4	現在の復職予定日では申込み対象外です。保育所が決まり次第、育児休業を短縮して復職したい場合の手続きを教えてください。	勤務（内定）証明・申立書のうち、育児休業期間および復職予定日は当初の予定でご記入のうえ「保育所の入所（園）が決まり次第、育児休業を短縮して市が指定する日までに復職する」旨の記載を加えた証明をお願いいたします。この方法で入所（園）内定となった場合、入所判定月に応じて市が指定する日までに復職しないと、入所（園）内定は取り消されます。
5	育児休業終了後、復職せず退職（または転職）する予定です。育児休業明け入所予約制度は利用できますか？	育児休業明け入所予約制度は、育児休業取得した後に、育児休業を取得した事業所に復職することを前提とした制度です。復職せずに退職または転職する方は入所予約の対象外です。新たな職場での就労開始に合わせて利用申込をお願いいたします。
6	育児休業明け入所内定通知を受け取りました。その後、復職せず退職（または転職）することとなりました。入所内定はどうなりますか？	育児休業明け入所予約制度は、育児休業取得した後に、育児休業を取得した事業所に復職することを前提とした制度です。一度入所内定を得られたとしても、復職せずに退職または転職する場合、入所内定は取り消しとなります。（就労復帰を確認するため「復職証明書」の提出を併せてお願いしております。）
7	4月1日付で復職予定ですが、3月からならし保育を開始することはできますか？	入所児童定員の関係上、ならし保育は年度をまたいで設定することができません。4月1日復職の方は、復職当日からならし保育開始となります。復職日の設定につきましては、雇用主との調整をお願いいたします。
8	育児休業給付金制度について教えてください。	育児休業給付金に関する業務は、勤務先の担当者または、ハローワークへご相談ください。

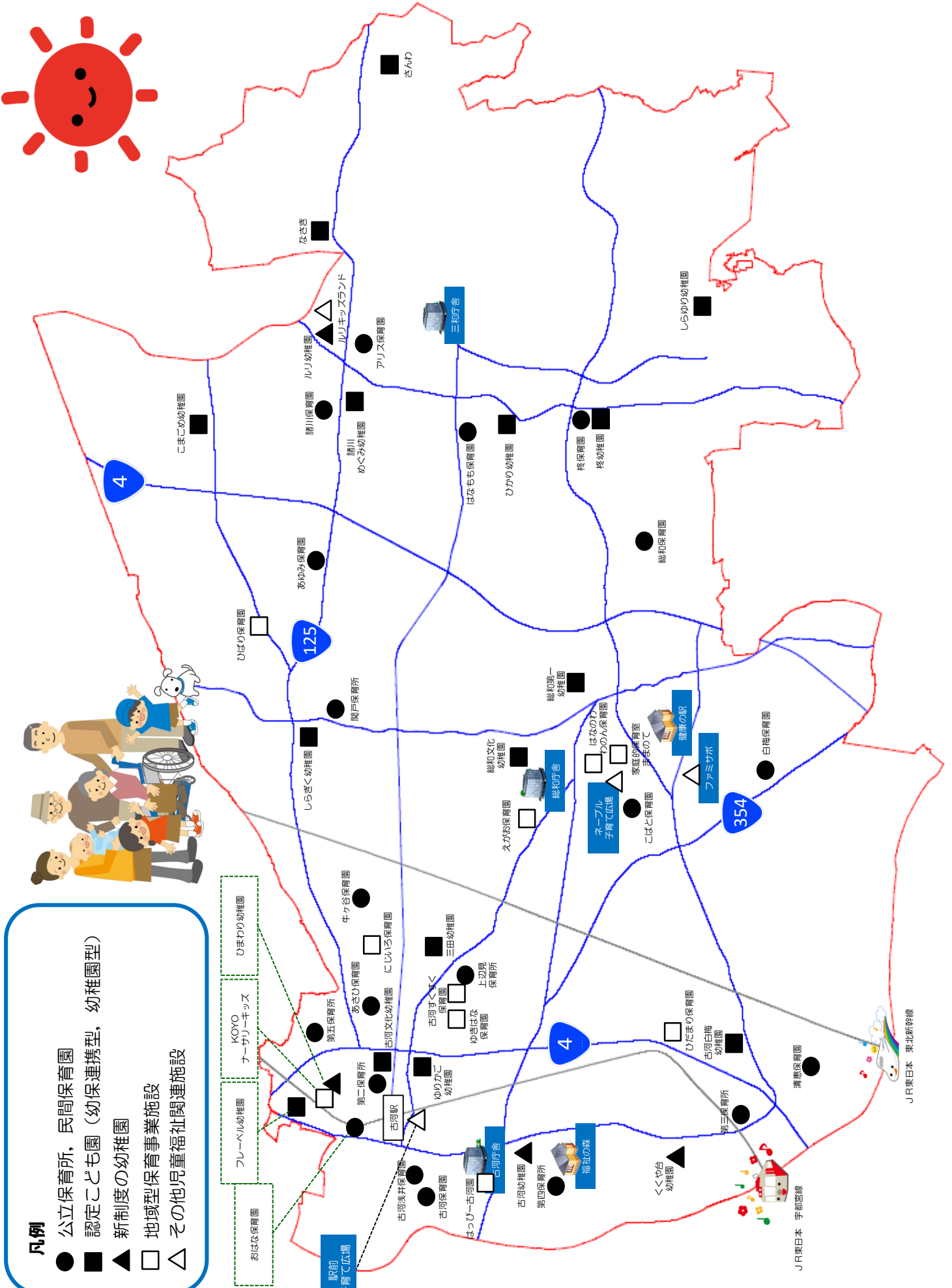


3 入所後に関すること（保育料や就労等）

	質問内容	回答
1	（3号認定の場合） 公立保育所と私立の保育施設（認定こども園や小規模保育）で保育料は変わりますか？	保育料は、同じ基準で古河市が算定し決定しますので、施設によって変わることはありません。ただし、保育料と別に施設ごとで、給食費や教材費、保護者会費など徴収があります。 また、保育所（園）の保育料は古河市で徴収します。認定こども園と地域型保育施設は、施設で保育料を徴収します。
2	（3号認定の場合） 保育料の引き落としができませんでした。	保育所（園）は、口座に引き落としができなかった分を翌月の保育料とまとめて引き落とすことが可能です。ただし過年度分は引き落とすことができないので、市役所窓口で納めていただきます。 認定こども園と地域型保育施設は、施設にお問い合わせください。
3	保育料（1・2号認定は無償）のほかにかかる費用はありますか？	給食費や教材費など別途費用がかかることがあります。施設ごとで変わりますので直接確認してください。
4	祖父母と同居していますが、祖父母も保育料算定の対象となりますか？	父母のみの収入で生計を維持していることが認められる場合、祖父母等は保育料算定の対象となりません。
5	これから出産予定で休暇を取得します。休暇の間は、保育施設を休ませなければなりませんか？	産前8週から産後8週の間は、通常通り登園可能です。また、育児休業に移行する場合は、同じ職場に復帰することを条件に、保育施設の継続利用が可能です。届出に必要な書類は12ページを参照してください。出生届提出の際に、ご案内いたします。
6	育児休業が終了し復職しました。復職証明書はいつまでに提出すればいいでしょうか？	復職後、10日以内に子ども福祉課へご提出ください。
7	保育料を支払っている証明書を会社に提出したいのですが、発行できますか？	公立保育所・私立保育園を利用している方に「保育料支払証明書」を発行することができます。希望の場合、保護者の身分証明書とご印鑑をお持ちになり、子ども福祉課で申請をしてください。 発行には一週間ほど、お時間をいただきます。
8	雇用契約期間延長をしました。勤務先や就労時間など以前と内容は変わりませんが、勤務証明書の提出は必要ですか？	勤務内容等が変わらない場合でも、改めてご提出をお願いいたします。
9	現在、求職活動で入所していますが、就労先から内定をもらい就労開始する予定です。勤務証明書は就労開始後に提出していいですか？	就労内定となった勤務（内定）証明を提出することで、就労開始日から就労時間に合わせた保育時間を設定することが可能です。就労が開始されましたら、改めて勤務証明書の提出をお願いいたします。
10	災害時に臨時休園等になることはありますか？	洪水情報や警戒レベル3の避難情報が発令された場合に登園自粛や臨時休園となることがあります。 日頃から、災害時の保育等について施設と共通理解を図り、安心・安全な保育等の実施のため、ご理解とご協力をお願いします。



VII 施設案内図



凡例

- 公立保育所, 民間保育園
- 認定こども園 (幼保連携型, 幼稚園型)
- ▲ 新制度の幼稚園
- 地域型保育事業施設
- △ その他児童福祉関連施設



VIII 施設一覧

それぞれの施設で申し込める認定区分が○で記載されています。

(○：市役所受付、●：各園受付)

※市外局番は '0280' です。

施設の種類	施設名	所在地	電話番号	1号	2号	3号	備考
公立保育所	第二保育所	東3-7-19	32-1316	—	○	○	
	第三保育所	中田1619	48-2300	—	○	○	
	第四保育所	新久田245-5	48-2295	—	○	○	
	第五保育所	三杉町2-20-14	32-2716	—	○	○	令和3年3月末で閉所
	上辺見保育所	上辺見1300-13	32-6868	—	○	○	
	関戸保育所	関戸692-4	98-2939	—	○	○	令和5年3月末で閉所予定
私立保育園	古河保育園	中央町3-10-62	22-1717	—	○	○	
	古河浅井保育園	中央町2-6-22	22-7029	—	○	○	
	清恵保育園	中田2417-9	48-3456	—	○	○	
	あさひ保育園	旭町2-9-39	32-7568	—	○	○	
	おはな保育園	横山町2-16-6	33-6087	—	○	○	
	総和保育園	葛生1353-2	92-1508	—	○	○	
	こばと保育園	磯部1648-1	92-2616	—	○	○	
	白梅保育園	水海2356	92-0152	—	○	○	
	牛ヶ谷保育園	西牛谷844-7	98-2783	—	○	○	
	あゆみ保育園	上大野2347-1	98-3265	—	○	○	
	諸川保育園	諸川1779-3	76-6939	—	○	○	
	アリス保育園	諸川768-1	76-7111	—	○	○	
	柊保育園	山田614-5	76-0940	—	○	○	新規入所者は短時間保育のみ
	はなもも保育園	仁連853-1	75-2000	—	○	○	
私立幼稚園	古河幼稚園	鴻巣946-5	48-3777	●	—	—	新制度幼稚園
	ひまわり幼稚園	雷電町5-7	32-5305	●	—	—	新制度幼稚園
	くくや台幼稚園	三和176-5	48-3223	●	—	—	新制度幼稚園
	ルリ幼稚園	諸川342-3	76-2177	●	—	—	新制度幼稚園
認定 こども園	古河文化幼稚園	東4-5-14	32-1703	●	○	—	幼稚園型
	フレーベル幼稚園	松並2-3-13	32-2221	●	○	—	幼稚園型
	総和文化幼稚園	下大野2759	92-2220	●	○	—	幼稚園型
	諸川めぐみ幼稚園	諸川1370	76-3522	●	○	—	幼稚園型
	古河白梅幼稚園	大山1521-3	48-4735	●	○	○	幼保連携型
	ゆりかご幼稚園	古河644-5	32-1840	●	○	○	幼保連携型
	しらぎくこどもの城幼稚園	小堤2399	98-3602	●	○	○	幼保連携型
	三田幼稚園	上辺見931-1	31-8221	●	○	○	幼保連携型
	総和第一幼稚園	下大野853-2	92-1755	●	○	○	幼保連携型
	こまごめ幼稚園	駒込922-16	76-4588	●	○	○	幼保連携型
	ひかり幼稚園	仁連33	76-0283	●	○	○	幼保連携型
	しらゆり幼稚園	東山田2010-2	78-0122	●	○	○	幼保連携型
	なさき	尾崎954	76-6654	●	○	○	幼保連携型
	さんわ	尾崎3521-9	33-6655	●	○	○	幼保連携型
	柊幼稚園	東山田3	77-0882	●	○	○	幼保連携型
地域型保育	古河すくすく保育園	下山町10-7	32-0055	—	—	○	小規模保育
	えがお保育園	女沼264-1	33-3718	—	—	○	小規模保育
	はっぴー古河園	長谷町33-3	21-0881	—	—	○	小規模保育
	KOYOナーサリーキッズ	雷電町2-36	23-2008	—	—	○	小規模保育
	ひだまり保育園 ※	大山1599-10	23-4620	—	—	○	小規模保育
	にじいろ保育園 ※	古河駅東部土地区画整理 事業147街区18号	92-1755	—	—	○	小規模保育
	はなのわのん保育園 ※	駒羽根561-1	090-1554-4533	—	—	○	小規模保育
	ゆきはな保育園	下山町1150	23-7113	—	—	○	事業所内保育 (古河赤十字病院内)
	ひばり保育園 ※	上大野702	97-1027	—	—	○	事業所内保育 (芳香会内)
	家庭的保育室 ままのて ※	駒羽根662-2	080-8730-1931	—	—	○	家庭的保育